【表紙】

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 宝ホールディングス株式会社

【英訳名】 TAKARA HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柿本 敏男

【本店の所在の場所】 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地

【電話番号】 (075)241局5112番

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 鷲野 稔

【最寄りの連絡場所】 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地

【電話番号】 (075)241局5112番

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 鷲野 稔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第105回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日 平成28年6月29日
- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭

- ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金12円(うち普通配当11円、記念配当1円) 総額金2,414,692,224円
- ③剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、大宮 久、柿本敏男、仲尾功一、伊藤和慶、木村 睦、鷲野 稔、籔ゆき子、村田謙二および吉田寿彦を選任する。

第3号議案 買収防衛策の継続にあたり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない場合の対抗措置の 決定を当社取締役会に委任する件

> 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない場合における対抗措置としての新株予約権の 無償割当てに関する事項の決定を、当社取締役会に委任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対 (個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議の結果
第1号議案	1, 626, 857	3, 217	1, 066	96. 50	可 決
第2号議案					
大 宮 久	1, 615, 660	14, 454	1, 026	95. 83	可 決
柿 本 敏 男	1, 625, 393	4, 721	1, 026	96. 41	可 決
仲 尾 功 一	1, 625, 061	5, 053	1, 026	96. 39	可 決
伊藤和慶	1, 625, 091	5, 023	1, 026	96. 39	可 決
木 村 睦	1, 625, 071	5, 043	1, 026	96. 39	可 決
鷲 野 稔	1, 624, 983	5, 131	1, 026	96. 38	可 決
籔 ゆき子	1, 625, 566	4, 548	1, 026	96. 42	可 決
村 田 謙 二	1, 625, 056	5, 058	1, 026	96. 39	可決
吉 田 寿 彦	1, 627, 612	2, 502	1, 026	96. 54	可 決
第3号議案	1, 275, 272	354, 511	1, 357	75. 64	可 決

- (注) 各議案の可決要件は次のとおりです。
 - ・第1号議案および第3号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成
 - ・第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上